

Title	プルーダンのウィーン体制観 (上)
Sub Title	Quelques notes sur les idées proudhoniennes sur le système de Vienne
Author	後藤, 修三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.1 (1967. 1) ,p.87(87)- 98(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19670101-0087
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670101-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- [26] 二階堂副包 現代経済学の数学的方法——位相数学による分析入門——岩波書店 一九六一年。
- [27] 長名寛明「消費者余剰の理論——展望」三田学会雑誌 五九卷三号 一九六六年 三七〇—三七二頁。
- [28] A.C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 4th ed, London, Macmillan & Co. Ltd, 1960.
- [29] A.C. Pigou, "Real Income and Economic Welfare," *Oxford Economic Papers*, Vol. 3, 1951, pp. 16~20.
- [30] P.A. Samuelson, "Evaluation of Real National Income," *Oxford Economic Papers*, Vol. 2, 1950, pp. 1~29.
- [31] P.A. Samuelson, "The Evaluation of 'Social Income': Capital Formation and Wealth," *The Theory of Capital*, ed. by F.A. Lutz and D.C. Hague, London, Macmillan & Co. Ltd, 1963, pp. 32~57.
- [32] P.A. Samuelson, "Evaluation of Real National Income," reprinted in *The Collected Scientific Papers of Paul A. Samuelson*, ed. by J.E. Stiglitz, The MIT. Press, 1966, pp. 1041~1072.
- [33] Y. Tamura, "The Welfare Implications of National Income," 広島大学政治経済研究 年報 一九六三年 二九七—三二〇頁。
- [34] S. Wellisz, "A Note on the Measurement of Real Income," *Oxford Economic Papers*, Vol. 12, 1960, pp. 112~121.

研究ノート

ブルードンのウィーン体制観(上)

後 藤 修 三

はじめに

「初期の諸労作の一つが財産を否定しているのにひきかえ、かれの遺書の一つがそれを肯定している著者をわれわれはどのような範疇に分類すればよいのか。ひとがこの奇妙な天才を一つの定式で把握したと思うたびごとに、かれはわれわれの手から滑り抜けてしまっていることにひとは気づくのである。……『経済的諸矛盾』(Les contradictions économiques)、『革命と教会における正義』(La Justice dans la Revolution et dans l'Eglise)、『戦争と平和』(La Guerre et la Paix)をあいだにはさんで、一八四〇年の『財産とは何ぞや』(Qu'est-ce que la propriété)と一八六五年の『財産の理論』(Théorie de la Propriété)の両極のあいだには、この多岐な思想のなかになんとというニュアンスの変化があることか。まことに、ブルードンはプロテウス(Protee)である……」⁽¹⁾ ブグレはブルードンについてこのように語っている。またこれは、かれについてほとんどすべての注釈者の指摘しているところである。⁽²⁾

ブルードンのウィーン体制観(上)

ブルードンにあっては、初期と後期とはまったく反対の諸教説が見られる。その一例は、ブグレのあげている財産論であろう。ここでとりあげるブルードンのウィーン体制観も、初期と後期とは正反対のものとなる。⁽³⁾ かれのこのような諸思想の変化を論理的に解明しようとすることは困難なことであろう。⁽⁴⁾ この変化の原因は、当時の歴史の変化にもとめられるべきである。⁽⁵⁾ このような視角からブルードンの時局論研究がなされねばならぬであろう。

本稿は、このような研究のための第一歩にすぎない。それは、つぎの諸部分から成る。

- 一、ウィーン体制の評価とウィーン体制を動揺させた諸事件。
- 二、一八六〇年代初頭のフランスにおけるウィーン体制の評価。(以上本号、以下四月号)
- 三、ブルードンのウィーン体制観。
- 一注、主として、Geoffrey Bruun: *Nineteenth-Century European Civilization 1815-1914*, 1954 (Oxford University Press) をよめた。
- 二注、Georges Duveau とよるブノーマンの左記の書物への Intro-

八七 (八七)

duction によつた。三三〇 Oeuvres Complètes de P.-J. Proudhon (Marcel Rivière) 中の Si les traités de 1815 ont cessé d'exister? Actes du futur congrès 一八六三によつた。

注(一) C. Bouglé: Socialismes français du «Socialisme utopique» à la «Démocratie industrielle», 1932, p. 139-140.

(2) たとえば、平井新著「近代社会思想史」三三四ページ。Peter Heintz: Die Autoritäts-Problematik bei Proudhon, 1956, p. 7.

(3) 内田義彦著「サン・シモンの新研究——坂本慶一著『フランス産業革命思想の形成』を読んで——」思想一九六二年八月号(第四五八号)四九ページにおいて、内田氏は「だが、サン・シモンはウィーン体制の強烈な批判者ブルードンを生み……」とのべておられるが、これは初期ブルードンについては真実であっても、後述のごとく後期ブルードンについてはあてはまらないであろう。ブルードン自身も、この事実をつぎのごとく認めている。「わたくしもまた、君主たちのこれらの諸人民に対する・抵抗、これらの人民の不信、諸徒党の権謀術教をみてみると、一八一五年の諸条約——それらの非常に高次な思想にわたくしはいつも気づいていたのであるが——は空文になっていると一時 (un jour) 信じたものである。そしてわたくしはそれらに対するわたくしの哀悼を示した。しかし、正義の諸表示は不滅であり、それらをいかなる人も思い通りに廃止することは出来ない……と、あとになって (plus tard) わたくしは考えた。」(傍点引用者) Proudhon: Si les traités de 1815 ont cessé d'exister? 1863, Marcel Rivière, p. 380. 拙訳「中京商学論叢」第一巻第二号二二一ページ。

分水線によって二つに分けられている世代(ブルードンの生存期間は一八〇九年から六五年である)にとっては議論の余地なく有効である。E. H. Carr: Studies in Revolution (3. Proudhon: Robinson Crusoe of Socialism, 1947), 1950, Grosset & Dunlop, p. 41-2.

ウィーン体制は、旧体制をうちたおしたフランス革命とナポレオン戦争という、二五年間にわたる、ヨーロッパの激動のうちに、これらの戦争のあとしまつおよび秩序の回復のために、打ち立てられた体制である。

この体制について、日本では、つぎのような評価がおこなわれているように思える。すなわち、「フランス革命とナポレオン戦争の産物であった自由主義・国民主義の精神を否定し、絶対主義体制を復活維持しようとする保守反動精神」とその精神をとらえ、その原則については、「ヨーロッパをすべて革命前の『正統』の状態に復帰させようと主張した正統主義が、ヨーロッパ再建の根本原則として採用された」という。したがって、ウィーン体制の成果は、「ウィーン会議の決定は大多数の国民の意向を無視し、すべてを主権者の意志によって決定したのであり、以後三〇余年にわたって欧州動乱の素因を作つたのであり」、「メッテルニッヒを中心とするウィーン反動体制は、自由主義・国民主義運動の武力弾圧に狂奔したのである」ということである。このように、ウィーン体制に負の評価を与え、進歩に逆行する保守的・反動的体制ととらえるのが常識にな

ブルードンのウィーン体制観(上)

(4) Heintz 前掲書に対する Cuvillier の書評 (Revue d'histoire économique et sociale, 1958, vol. 36, p. 247-249) 参照。Heintz は歴史的視角を意識的に度外視してブルードンの作品の内的解説と批判の試論 (un essai d'interprétation et de critique internes) を目的とし、それをよくなしとげているものの、ブルードンに対する同感のために、かれにあまりにも寛大になりすぎ、「ブルードンの思想の内的諸矛盾の若干のものを解明できぬままにおわっている。それらの諸矛盾はたしかにその思想をその歴史的コンテキスト (son contexte historique) に置くことにより、よく説明されるであろう」ということは真実である。」(傍点引用者) (二四九ページ)——このようにキュヴィリエも忠告している。もっともこのことは、完成した理論体系からするブルードンの方法論、論理構造の解明の無益さを意味するものでは全然ない。このような解明がブルードンの思想の変転を追究する基礎を提供するであろう。この点での大きい貢献は、佐藤茂行著「ブルードンにおける分業と機械——マルクスのブルードン批判について——」北大経済学研究第二二巻第一号である。

(5) 多くの注釈者たちの方法の欠点を E. H. Carr はつぎのごとく指摘している。「しかしながら、これらの編者や批判家——不幸なことには、かれらの大部分——によって気づかれていないもう一つの要因がブルードンの自己矛盾の中にある、というのはいかればかれをかれの時代の急速に変化して行く背景 (the rapidly changing background of his time) に対応させることをしないからである(傍点引用者)。「二五年という年月を経ても「以前の」自分と首尾一貫していると主張する著者をわたくしは信用しない」とブルードンは書いている。そしてその弁解はその生涯が一八四八年という歴史的

っている。すなわち、「このようなウィーン体制の立案者たちは、ヨーロッパ社会の未来のためよりも、むしろ過去のために計画した」といわれる所以である。

このような把握に対して、ブラインの見解は、つぎのごときものである。現在の立場からウィーン体制を見ると、以上のごとく非難できるかもしれないが当時の状態を考え、王政復古のとりきめのおこなわれた雰囲気と趣旨を考慮に入れると、その非難は不当であろうという。当時の状態は、二五年間の戦争に全国民が疲労困憊していたときだったので、革命と戦争の事後処理にウィーンに集まった政治家たちの目的が一つの現実の切迫した目的すなわち平和をうちたてることであるという状態であった。そして、この平和をうちたてるという目的を最もよく果たすためには、「政治的不動性」(political immobility)と「王朝の永続性」(dynastic permanence)という反革命的な二原則を採用するのが最適であると考えられた。したがって、旧体制の長所、とくに、適度な均衡における国家の安全と安定した政治の利点を回復することがかれらのねらいであった、とブラインはいう。⁽³⁾ すなわち、前者は、ヨーロッパの均衡、後者は国民の不満、不安をなくすために、諸国民が国内ですでに得ていた諸権利の保証、特に憲法の保証を意味するものと考えられる。⁽⁴⁾ ウィーン条約の目的が平和の回復維持であったとすると、それは成功であった。すなわち、ウィーン体制は、詳細な点では修正されつつも、その根本的な定式は、だいたい百年間も維持されることになる。この百年を、ブラインは、

一八一五年——一八五四年の三九年間……平和の時代。列強間の軍事上の激突なし。

一八五四年——一八七一年の一七年間……二つまたはそれ以上の国々をまきこむ戦争。軍事的間奏曲。

一八七一年——一九一四年の四五年間……異常に長い平和。列強間の戦争なし。

の三期について見、一八一五年以後、列強はほとんど四〇年間武力にうったえることを避け、一八五四年に戦争が起ったときもそれは局地化された戦争であって、破局的な全面戦争ではなかったと指摘する。⁽⁵⁾そして、かれはウィーン体制をつぎのごとく評価する。「いくたの欠点にもかかわらず、ウィーン条約は、歴史の関連において見るならば、進歩と安定と拡大の一世紀への入口 (the portal to a century of progress, stability and expansion) としてみなすことができる。」

以下、後述のブルードンの立論を理解するに必要な範囲内で、戦争の混乱後のヨーロッパに秩序と原則をもたらしたと考えられるウィーン体制がどのように動揺していったかを、整理しておこう。ウィーン体制を動揺させ、それを廃止させたといわれている諸事件は、つぎのごときものである。

- 一八二二年 スペイン問題
- 一八二二年 スペイン植民地の独立
- 一八二九年 ギリシアの独立
- 一八三〇年 フランスの七月革命

とって、ギリシアの独立はその体制に対する一つの変更である。トルコに対するギリシアの抵抗の執拗さがヨーロッパ全土の同情をえて、一八二七年にイギリス、ロシア、フランス三国が六年間にわたる闘争の仲裁をした結果、一八二九年アドリアノーブルの条約でギリシアの独立が保証された。しかし、ギリシア人たちの欲していた共和国は実現されず、君主制がうちたてられた。それでも、ギリシア独立の影響は大きく、ヨーロッパに革命的な気分がみなぎることになる。「反乱は目に見られ、政府は変更させられ、新しい民族国家が創造されたのである。自由主義者たちは、保守主義の城壁にこのようにひびが入ったことに希望をもった。かくしてギリシアの反乱は、一般的な政治的噴火の開始をつげる地鳴り (the opening tremor of a general political eruption) となったのである。すなわち、アドリアノーブルの条約の一年後に、全ヨーロッパは、一八三〇年の革命的な勃発でわきたつことになる。」⁽⁹⁾

ギリシアの独立によって元気づけられたフランスの自由主義者たちが引きおこした一八三〇年の七月革命、その各国への波及がウィーン体制を動揺させることになる。この七月の事件は、ウィーン条約によって与えられた憲章のもとでフランスに立憲政治の基盤が芽ばえ、中産階級が議会を中心とした、選挙にもとづく政治をおこなおうとしていた気分が支配的であったとき、前王のルイ一八世が死に、かれに代ったシャルル一〇世が反動的行動に出たので、起った。これは、シャルル一〇世の立憲君主制を否定するような行動、新聞の検閲、代議院の解体、選挙権の剝奪等々に対して、自由主義

ブルードンのウィーン体制観 (上)

一八三〇年 ベルギーの分離・独立

一八四八年 フランスの二月革命

一八五四年——五六年 クリミア戦争

一八六一年に完成するイタリア統一

一八七一年に完成するドイツ統一

まず、ウィーン体制の弱体化の第一の事件は、一八二二年に、スペインにおこった革命的な反乱の処理に因り起る。このとき、ロシア、プロシア、オーストリアは、スペイン干渉を決議し、フランスにその実行を委ねるが、イギリスはこれらの諸国と協同して行動することを拒否する (ヴェ罗纳会議一八二二年)。この会議を契機として、以後、イギリスは、ヨーロッパの最高会議から脱退する。⁽⁷⁾

このイギリスの脱退とともに、スペイン植民地の独立が起る。南アフリカのスペイン諸植民地が独立したとき、スペイン王フェルデナンド七世は、それらの植民地に対する正統王朝的要求をして、ウィーン体制諸国に援軍をもとめたが——そして実際ロシアは討伐軍をおくる船団を提供することを約束した——イギリスの脱退のため、干渉は不可能になる。それは、イギリスの海軍力の圧倒的な優越性による。この優越性は、以後ヨーロッパの保守勢力にとってきわめて決定的な要因となる。というのは、ヨーロッパの内部では、オーストリア、プロシア、およびロシアは意志どおりにヨーロッパを左右できたが、海軍力を要する行動はその要因のために不可能となった。⁽⁸⁾

ヨーロッパの政治的不動性をたてまえとしていたウィーン体制に

者たちが反抗したものであり、それらの穏健派がルイ・フィリップを即位させた王朝の変更にはすぎない。しかし、それは、ウィーン条約によってフランスにおしつけられていた国王をしりぞかせて、自分たちの国王を即位させたものである。これは、王朝の永続性を原則とするウィーン体制にとっては条約違反であったので、ロシア、オーストリア、プロシアは協同の干渉を行なう恐れがあったが、これらの同盟国はそれを実現しえなかった。というのは、七月革命の連鎖反応がおこって、各国は自国内の暴動鎮圧に手をやいたからである。また、同盟国の干渉をおそれルイ・フィリップの政府が非常に慎重な態度をとり、ヨーロッパの秩序を尊重することやウィーン体制諸国に革命十字軍 (revolutionary crusade) をおくらないことを宣言したので、列強はルイ・フィリップの政府を承認した。⁽¹⁰⁾七月革命の連鎖反応は中央および東ヨーロッパでは成功しなかった。そこではウィーン体制の同盟国の独裁制はおしよけるにはあまりにも重く、一八三〇年の暴動は流血と失敗に終る。一八三〇年を境として、ヨーロッパは、イギリス、フランスを中心とする進歩的な陣営とロシア、オーストリア、プロシアを中心とする反動的な陣営に二分されることになる。すなわち、議院制の西側の集団と権力的君主制の東側集団とに分れて行く。前者においては、産業革命の進行とともに強力になったブルジョアジーの勢力が自由主義的諸制度をきざきあげたのに対して、後者にあつては活動的な中産階級が見いだされず、それが政府の支配を獲得できなかったために自由主義的な傾向は崩壊する。「イギリスとフランスが王政復古のプログラムの

蒙昧な硬直性から離脱したのは当然のことである。イギリスは、スペイン問題に関して一八二二年にヨーロッパ同盟をみすてた。フランスは、一八三〇年に王朝の変更によって保守的な君主制諸国に挑戦した。両国とも経済的に進歩しており、前世紀的な半封建的な諸制度 (semi-feudal institutions) や古い社会的身分区別 (outmoded social distinctions) を捨て去っていた。そして、両国とも、政治的解放と責任ある政府とをともて後進国に対して同情している。ここに、一九世紀前半において、自由主義的ヨーロッパを保守的ヨーロッパから区別する深いイデオロギー的闘争 (a profound ideological conflict)、新しい経済諸力の抵抗しがたい拡大によって引き起され激化された闘争がある⁽¹¹⁾。

七月革命による自由主義勢力の一つの勝利は、ベルギーの独立である。ベルギーは、ウィーン条約によって、北東でフランスの拡大をふせぐために、オランダに統一されていた。そこで、七月革命が起るや、ベルギーの自由主義者たちは暴動をおこした。絶対主義諸国はオランダ国王ウィリアム一世を支持したが、フランスが陸軍をもつて、イギリスが海軍をもつて、ベルギーの分離を支持したため、絶対主義諸国は武力干渉することができなかった。このような状況がベルギー問題を決定し、ベルギーは独立国になった。この事件は、両陣営の力関係をもつとも明白な形で示したものである⁽¹²⁾。

つづいて、ウィーン体制に大きな打撃を加えたのが一八四八年の二月革命であるが、これはフランスでは第二帝政の出現におわり、その余波はロシアをのぞくヨーロッパ各国に飛火する。自由主義者

たちは一時的な勝利を得ても、すぐさま、弾圧されてしまうことになる。しかし、二月革命の影響は、オーストリア、ドイツ、イタリアにおいて大きかった。オーストリアにおいては、ハンガリア人、クロアチア人、スラブ人たちのナショナルリズムが爆発して一時的にハプスブルグ帝国は崩壊したかに見えたが、軍隊の指導者たちの戦術によってすべて弾圧された。プロシアでは、ドイツ統一の熱意がもたらが、オーストリアとの利害の衝突、すなわちドイツ統一を主張するプロシアとウィーン体制を元通りにしようとするオーストリアとの衝突において、ロシアのニコラス一世がウィーンに援助を与えたため、この運動は立ち消えになってしまふ。二月革命の中欧における結果を、ブラインは、「一八四八―一九年の情熱、妥協、および憲法制定は、強権的諸原則 (authoritarian principles) の実際上の復元におわった⁽¹⁴⁾」と要約している。イタリアも、二月革命の知らせをきいて、とくにメッテルニッヒの逃亡の知らせをきいて、各地で暴動が勃発する。しかし、これもオーストリア軍によって鎮圧される。その結果、リゾルジメント運動は一時中止することになる。イタリア統一を促進しようとしたサルジニア王カルロ・アルベルトは、息子のヴィクトール・エマヌエル二世に譲位し、マッチャーニ、ガリバルディは追放される。かくして、二月革命は、ヨーロッパ各地で否定的な結果におわった。

以上のべた諸事件は、ヨーロッパの強国が直接に参加して、衝突しあう場面もなく、ウィーン体制は大きく動揺したものの、それに決定的打撃を与えるものもなかった。しかし、一八五四―一八七一

年の一七七年間の軍事的衝突の時期に事実上それは崩壊することになり、また外交上、論壇上においてもその崩壊が問題となってくる。

その様子は次節でとりあつかうが、これらの戦争のうちブルードンが見聞することできたのは、クリミア戦争とイタリア統一のための戦争であった。ロシアとイギリスとのあいだの一八四四年にむすばれた秘密の同意 (ロシア南進とイギリスのエジプト獲得とを相互に認めあう) を頼りに、ロシアが南下政策を行なっていたのに対して、近東での利権を主張していたフランスは、これと対峙していた。それに、二月革命にも動揺しなかったロシアに対する恐怖も作用して、イギリスは上記の同意を破棄し、フランスと同盟する。そして、ロシアとトルコ、フランス、イギリスとのあいだに戦争が宣言される。これがクリミア戦争で、これほど目的のはっきりしていない戦争は歴史上ないといわれる⁽¹⁵⁾。

このクリミア戦争をつうじてカウールはナポレオン三世の同意をえて、イタリア統一の行動を起す。そして、マゼンタ (一八五九年六月四日)、ソルフェリーノ (六月二四日) の戦いののち、統一の行きすぎを後悔したナポレオン三世のヴィラフランカの講和 (七月一日) によって、不完全な形でイタリア統一は一応完成する。しかし、完全な統一をもとめる人々は熱狂的な運動を行なっていた。このようなヨーロッパの混乱が当時の人々をしてヨーロッパの平和についての考察に向わしめることになる。以下、当時の人々がこのことを、とくにウィーン体制と関連して、どう考えていたかを見よう。

ブルードンのウィーン体制観 (上)

注(1) 吉岡力編「解説世界史年表」一六四ページ。かかる評価は本質的にもろん正しい。しかし、後述のごとく、ウィーン体制の評価は、当時にあつては、国によってまた時期によって非常に異なったものとなってくる。このことに注目しなければならぬであろう。ブラインの見解をとりあげるのもこのことを念頭においてである。

(2) Bruun: Op. cit., p. 8.
(3) Op. cit., p. 9. 参照。

(4) この二点は、ブルードンがウィーン条約の功績として挙げるところである。とくに後者を強調する。後者に関して、クロイチェもつぎのごとく述べている。「子供は大きくなってしまつて昔の着物をもう一度着るわけにはゆかぬことは明らかであつた。あるいは着せようとしたためして、その不可能なことに人はきづいたのである。……絶対主義は、自己の理想を固執せずに、妥協することを余儀なくされた(六五ページ)。……人はフランスに、かの憲章を拒むことはできなかった。フランスを、もう一度一七八九年以前の状態にひきもどすことなど、どうしてできよう。ベルギーを合併していたオランダ王国に、ドイツの群小諸国に、またポーランドに、その他の立憲政体が樹立せられた(六六ページ)。」(クロイチェ著坂井直芳訳「一九世紀ヨーロッパ史」)

(5) Bruun: Op. cit., p. 92-93. および p. 9. 参照。E. H. カーは、政治的実体としての国民についての見方の差異によって、「近代国際関係史は部分的には重複する三つの時期に分けられる」とし、第一期を一八一五年以前とし、第二期を一八一五年―一九一四年とし、第三期を一九一四年―一九三九年とする。そして、この第二期の特徴をつぎのごとくまとめる。「ナポレオン戦争の動乱

に始まり一九一四年に終る第二期は一般に近代国際諸関係のうち最も秩序立った羨望すべき時期と一般に考えられている。この時期が旨くいったのは夥しい妥協のためであり、それらが或る点でこの時期を前の時代の本来の後継者とし、また別の点では反対物としたのである。一面から見れば、この時期には「ナショナリズム」と「インターナショナルナリズム」の諸勢力が微妙な均衡を保つことができた。というのは、この時期に充分に強力な国際秩序または機構が打ち立てられたので、正常でかつ平和的な国際諸関係をならんら大規模に打破ることなしに国民感情の驚くべき拡大と強度化が容認されたのである。これを言いかえるならば、先の時代には政治的経済的力が手を取りあつて行進し、民族的國家単位をうち建て、局地的諸経済体の混合にかえて単一の國民經濟を作り出したのに対して、一九世紀になると政治的力と経済的力のあいだに妥協がとりきめられた結果、各々がそれぞれ独自の道にしたがって発展することが可能になったということができよう。従つて、政治的にみれば民族的諸力は、既存諸単位の合併によるとそれらの解体によるを問わず、一九世紀全般を通じて民族國家への要求を主張することになります。成功して行つた。他方、経済的にみれば、國際的諸力は多数の國民經濟を単一の世界經濟に変質させることによって、前時代に始まった過程を一段階前方へ進めた。しかも第三の角度からするならば、この体制は政治的ナショナルリズムに対する民衆と民主主義の強い要請と國際經濟機構運営の秘密性および専制性との妥協と見なされえよう。これらの妥協の崩壊とそれらの背後に存在した弱点と非現実性の露呈が第二期の末期の諸段階を特色づけた。ナショナルリズムとインターナショナルリズムの両勢力を和解せしめる新しい妥協を

一九一四年以来打ち立てるのに失敗していることが現在の危機の本質である。(訳文変更) (E. H. Carr: Nationalism and After 南雲堂教科書版 p. 78. 大窪憲二訳) 「ナショナルリズムの発展」みすず書房 一一二—一二二ページ)

(6) Bruun: Op. cit., p. 9.

(7) Op. cit., p. 16-17. 参照。ブラーンはイギリスのかかる行動を「べきのごとく」のべる。「キャニング (Canning) は『すべての國民はそれ自身のためにあり、神はわれわれすべてのためにある』(every nation for itself and God for us all) という、より現実的な外交政策への復帰を歓迎した。そしてイギリスはヨーロッパおよび世界の諸事件において独自の道を再びとることになった。」 p. 17.

(8) Op. cit., p. 17-18. 参照。因みに、ブラーンは、一八一五年以後のヨーロッパの歴史は、三つの主要な要因の相互作用に依存しているという。一は、上述のイギリス海軍の優越性、すなわち「海軍的要因」、二は、四戦勝国イギリス、オーストリア、ロシア、プロシアの一時的優越性すなわち「政治的要因」(当時この四国の相互の利害關係が衝突しなかり、ヨーロッパを思い通り支配できた)、三は、産業革命の進展と、ブルジョワジーとプロレタリアの出現、すなわち「経済的要因」である。

(9) Op. cit., p. 21.

(10) Op. cit., p. 40-43. 参照。

(11) Op. cit., p. 23.

(12) Op. cit., p. 44-45. 参照。

(13) Op. cit., p. 74-78. 参照。

(14) Op. cit., p. 83.

(15) Op. cit., p. 93-97. 参照。
 (16) Op. cit., p. 99. 参照。

二

一八六三年にウィーン体制についての再検討がとくに問題になってくるのは、ナポレオン三世が一八六三年一月五日の演説⁽¹⁾においてのべた「一八一五年の諸条約は存在しなくなった」(Les traités de 1815 ont cessé d'exister) という発言からである。その演説において、ナポレオンはつぎのように述べている。「事態は、一八一五年の諸条約をくつがえした、あるいはいたるところでくつがえす傾向にある。それらは、ギリシアにおいても、ベルギーにおいても、イタリアにおいても、同様に、ダニューブ河上において、破棄されている。イギリスはそれらを変更させるために行動している。イギリスは、イオニア諸島の譲渡によつてそれらを一般的に変更し、そして、ロシアはそれらをワルシャワでふみにじっている。」

このような事態を前にして、ナポレオン三世は、「ヨーロッパを病人にしているすべての係争の問題」(toutes les questions litigieuses qui font de l'Europe un corps malade) を討議するために、そしてウィーン条約が規制していた状態の崩壊を新しく規制しなおすために、ヨーロッパ会議をパリで開催しようと提案する。ナポレオンの意図は、「ヨーロッパの事態は、ロシアにおいても、ドイツにおいても、イタリアにおいても、非常に紛糾している。きちんとテーブルの上でゲームをしよう、すなわち、パリに外交官をあつめ、そし

ブルードンのウィーン体制観(上)

て、今度という今度は、いっしょに平和を築きあげよう⁽³⁾」ということであった。

フランスにおいて、このナポレオン演説をきっかけとして、ウィーン体制についての再検討が行なわれるようになる。それはつぎのごとく、弁護論、反対論の二つに大別される。

ウィーン体制は、フランスでは、フランスの安全制 (sécurité) という面から弁護された。一八一五年の戦勝国は、フランスの侵略に対して、フランスの周辺に防壁をきざした。すなわち、北東でフランスの拡大をふせぐために統一オランダが建国され、南西では、スイスの独立とピエモンテ・サルジニア王国の強化によつて牽制された。このために、逆に、フランスの位置は強力になった。というのは、ドイツとイタリアは分割されたままなので、フランスの国境には、いかなる大國もおらず、フランスの安全は保障されたからである。しかし、新しいヨーロッパ(イタリア統一國家、ドイツ統一國家)が諸条約に反して生れ出ようとしているときに、フランスは、保守陣營すなわちウィーン体制に属すべきであろうか。あるいは反対に、ヨーロッパにおけるウィーン体制の現状はもはや維持できないのであるから、フランスとしては、以前よりはたしかに困難は多くなるが、新しいヨーロッパに進んで適合して行つた方がよいのではないか。すなわち、もしイタリア統一、ドイツ統一が運命によつて定められたものであるならば、空しく歴史の歩みを遅らせようとするよりも、むしろこの統一のための努力をたすける方がフランスにとつてもよりよいことであろう。ウィーン体制をめぐつてフ

九五 (九五)

ンスの議論はこの二つにわかれる。これらの二つの議論、ウィーン体制を維持しようとする立場と新しいヨーロッパの出現を援助しようとする立場は、第二帝政後期のティエール (Thiers) とオリヴィエ (Olivier) との討論に最もよく現われている。

前者を代表して、ティエールはいう。「一八一五年の諸条約は、われわれの保護であるから、それらを尊重し、かつそれらを尊重せしめよう。フランスは、宿命的に自分の敵国になるであろう大國を、フランスの出口に、よるこんで創造するであろうか」。これに對して、オリヴィエは、「しかし、まさしくそのような考え方をすることによってこそ、われわれがおそれている運命が現実のこととなってくるのである。イタリアとドイツが、フランスが兩國にとつての主たる障害であると考えれば考える程、兩國はフランスに對してその統一をおしすすめるであろう。」と反論している。⁽⁴⁾

一般民衆の立場は、共和主義的新聞『ナショナル』紙によつて代表されるもので、その主張はきわめて単純である。「フランスは、イタリア統一を、そしてさらに、ドイツ統一をも、促進すべきである。そして最後に、フランスはポーランドを再建すべきである。こうすることによつて、フランスは正義を再建すると同時に、ロシアの勢力をよわめることになるのであり、また農奴制、絶対主義の幽霊を消滅させるのである。」⁽⁵⁾

ナポレオン三世の立場は、一八一五年の諸条約については否定的なものである。それは、つぎの三つの理由による。①一八一五年の諸条約はナポレオン一世の業績に對する徹底的な否定であるから。

る各国の反応はどのようなものであつたか。これに對する反応を見ることがよつて当時のヨーロッパ諸國の立場、問題を知ることができるのでそれを略記しておく。オーストリアは、その會議でイタリアにヴェネチアを返すように要求されはせぬかと恐れて、會議のプログラムについても少し詳細に知らせられるよう望んでいる。そのうへ、オーストリア皇帝のフランツ・ヨーゼフはポーランド問題に對してツァーが勝利をおさめたので、オーストリアはペテルスブルグとの關係を改善した方が得策であると考えていた。ロシア皇帝アレクサンダー二世も同様に會議の詳細を欲している。かれはやっかいなポーランド問題をほとんどかたづけたいところであつて、それが熱狂的な問題となつているときにその被告としてパリに行こうとはしなかつた。ロシア王ヴィルヘルム一世は皇帝の招待を受け入れていた。しかし、この時期にあつてロシアにおいてはビスマルクは大きな問題は力によつて解決されるべきであると信じており、またデンマーク問題でロシアは全ヨーロッパに挑戦していた。このような立場がロシアのナポレオンへの返事——一言でいへば、會議はしてもしなくてもロシアに對してはどうでもよいといふ——に、かいまみられる。すなわち、「ロシアはかつて諸條約の制限から逸脱したことは決してなかつたので、會議開催を主張したりあるいは阻止したりすることになんらの利害ももっていない」。また、「そこからかくもたびたび激動の口火が發せられた首都〔パリ〕が一般的平和の基盤をうちたてるべく予定された會議開催地とな⁽⁶⁾」ことは諸人民の教化にとつても悪くはないだろうと、フランス

ブルードンのウィーン体制観 (上)

②非常に近代的な感覚の持主たるナポレオン三世は東欧の時代錯誤的な封建的狀態に我慢できなかった。すなわち、交換が物質的にも思想的にも (matériellement et moralement) 増大するためには、政治的かつ経済的な大きな範圍 (de larges aires politiques et économiques) が近代的人間にとつては必要である。③公正という関心 (un souci d'équité) がナポレオン三世を一八一五年の諸條約に反對せしめる。すなわち、人民が永久に外国人によつて支配されているのは、受け容れられないということである。

ブルードンの立場は、のちにくわしく考察するが、つぎのごときのものである。ウィーン体制は、一応ヨーロッパの均衡を実現したものであつて、このヨーロッパの均衡という現実から出發して、ヨーロッパを連邦の基体となる小集團に分割し、國家の消滅という方向へ進もうとするのがブルードンの考えである。また、ナポレオンの提案に對しては、つぎのような考えである。①ナポレオン三世が條約は存在してはいないといつていのはあやまりである。それらは依然として、ヨーロッパの憲章である。それらを破壊することは、無知の方向へ、すなわち混亂の方向へ進むことである。②しかし、人は外交上の若干の整理を行なわなければならない。それゆへ、ナポレオン三世の召集した會議は望ましい。——この意味で、ブルードンの小冊子 (三で検討する *Sur les traités de 1815 ont cessé d'exister*) は、近く開かれる會議のためにパリに集まってくる外交官たちに捧げられた必携書 (*Vade-mecum*) のごときものである。

最後に、ナポレオンのヨーロッパ會議開催のための招待狀に對す

に一撃を与えている。イタリア国王ヴィクトル・エマニュエルは承諾の返事をだしている。スペイン女王イザベラの返事が最も會議開催に賛成するものであつたが、当時スペインは國際關係において全然重要性をもたなかつた。しかし、ナポレオン提案が實現不可能になつたのは、英國の冷淡な返事のためである。当時の外務大臣ラッセル卿 (Lord Russell) は一八六三年一月二五日に長い返事を送つている。その内容はつぎのごときものである。イギリス首相は、ウィーン諸條約が多くの点で違反されているのを、いまさらながらあらためて認めている。そのうへ、かれはヨーロッパで倍加して行くすべての難局を枚挙している。それにもかかわらず、かれはこれらの諸條約の廢棄を宣言することが平和を保障する唯一の方法であると考える。この大會議は諸戦争と一般的疲労とを前にして開かれようとしているが、ヨーロッパはかつてこのようにひどい疲労の段階に達したことはなかつたので、會議開催はむりである。たとえば、イタリアはヴェネチアを欲し、オーストリアはそれを保持しようとしているときに、兩國の代表者たちを一堂にあつめたところでなんの役にたとうか。イギリスもビスマルクと同様に、外交によつて解決できない問題は「鉄と砲火」 (le fer et le feu) が解決するであろうという考えをもっていることが、この返事の基底にある。⁽⁷⁾ また、ヨーロッパの困難の増大は、イギリスに非常に矛盾な政策をとらせることを可能にする。

このような各國の態度のため、ナポレオンの會議開催の計画は實現不可能になつた。そして、ヨーロッパはドイツやイギリスの予想

九七 (九七)

した方向へ、戦争へと発展して行くことになる。かかる情勢のもとで、ブルードンの連邦主義的主張——ウィーン体制観もその現われにすぎない——が強められてくるのである。

観点からのみ議論しているのではない。かれは全ヨーロッパの福祉を考慮しているのである。」

- (6) *Introduction*, p. 341.
- (7) *Introduction*, p. 341-2. 参照。

注(1) 一八六三年において、ヴィエロポルスキーの政策、徴兵問題にからんでポーランドに大規模な蜂起が起った。反乱者たちはフランスの援助を頼りにし、フランス国民もポーランドに同情を示していた。しかし、ナポレオン三世は決然とした態度をとらず、反乱は抑圧される。そこで非難がナポレオン三世にそがれ、かれの面子はうしなわれてきた。この事件をきっかけとして、この演説はなされたものである。

- (2) *Oeuvres complètes de P.-J. Proudhon (Marcel Rivière)* 収録の *Si les traités de 1815 ont cessé d'exister?* 1863 (以下、*Si les traités* と略す) 〃 George Duveau の *Introduction* (以下、*Introduction* と記す), p. 327.
- (3) *Introduction*, p. 333.
- (4) *Introduction*, p. 336. 参照。
- (5) *Introduction*, p. 337-8. 参照。当時のフランスの外交政策がウィーン諸条約の遵守であっただけに、その政策は、当時のフランスの国民感情と衝突していた。後述のごとく、ブルードンは、国民感情にはおかまいなしにこの政策に賛成する。そして、その理由を、

ジョルジュ・デイヴォーはつぎのごとくのべている。「かれはいつも、かれがひとを困らせる人物または独創的人物として現われることに強い喜び (*une acre volupté*) を感じるのである。かれは、われわれはこの点を強調しなければならぬが、フランスの利害という

成長経済に於ける最適税率の決定

川島康男

一、序

二、仮定とモデル

三、最適税率の決定

四、結語

ハロッド^[2]、ドーマー^[1]の巨視的成長理論も、ソロー^[6]、スワン^[7]、ミード^[3]等による新古典派の経済成長理論によって、整理がなされ、かつ一般化が行われた。そしてその後で、それをひきつぎ、一つの拡張として、生産部門を資本財生産部門と消費財生産部門との二部門に分割した、二部門の成長理論が宇沢氏^[8]によって最初に定式化され、以来それに関する多数の論文が発表された。(この点は日本人として大いに誇りうるものである。)また別の発展としては、フェルプス^[4]による新古典派定理や、それを特殊なケースとして含んでいる最適投資の理論などの発展が現在みられる。

そこで、我々にとつてかように与えられている理論的用具を財政

成長経済に於ける最適税率の決定

の部面に応用してみよう。ここでは巨視的経済成長モデルに於ける新古典派定理^(注1)を利用して、最適税率の決定について考える。

(注1) 二部門の新古典派定理については福岡・川又^[9]を見よ。

(注2) 私は本論文の作成にあたって、多数の方々から御教示を与えられた。とくに、論文発表のために研究会の時間を快く与えてくださった慶応義塾大学千種教授、内容に関する有益なコメントを下さった同大学大熊教授に謝意を表したい。そのほか多数の大学院の同僚にも多くを負っている。しかし、もし本論文に誤りがあるとすれば、それはすべて私個人の責任に帰するものである。

二、仮定とモデル

仮定はすべて新古典派の巨視的経済成長理論に於て通常なされているものと同じである。つまり、生産要素は資本と労働のみであり両者とも完全競争市場で、完全に利用されている。生産物の市場に於ても完全競争状態であり、企業家は利潤極大化という行動原則をとるものとする。生産に於ては資本と労働は代替がスムーズであ